交通事故 どっちが悪いかどうやって決める?(テキスト版)

※動画より一部省略等していることがありますので、詳細は動画をご覧ください。

皆さんこんにちは。弁護士の山上祥吾です。

交通事故の場合、どちらが悪いのか、また、どちらがどのくらい悪いのか、というのが問題になることがあります。

こういう場合、そもそも、どんな事故だったのか、ということについて、お互いの話に食い違いがあるということですと、証拠が必要になってきます。例えばドライブレコーダーの映像は非常に有力な証拠になるわけです。

交通事故で注意すべきことについては、別の動画がありますので、そちらも是非ご覧ください。

https://youtu.be/BQRz Gc60QE

では、どんな事故だったのか、というのが分かったとして、どちらがどの程度の責任になるのか(過失割合といいます。)、という問題があります。

噂なんかで、例えば、あやまった方が全部責任負うとか、

しゃべっちゃいけない、常に車が悪い

というのを聞かれたことがあるかもしれませんが、

そんなことはありません。

実は、裁判所では、基本的に別冊判例タイムズ38「民事交通訴訟における過失相殺率の認定基準(全訂5版)」(東京地裁民事交通訴訟研究会編)という本に掲載されている図によって判断しています。

上記の本には図がたくさん掲載されていてい、非常に多くのケースが想定されています。

保険会社もこの本を持っていますので、今回の事故はこの本の何番の図ですから、過失は8:2でお願いします、と 言ってきたりするわけです。

例えば、歩行者が青信号で横断歩道を渡っていて、車が赤信号で入ってきて衝突したというときは、上記の本の1番の図により、基本的に歩行者過失0です。

でも、歩行者が赤信号で横断歩道を渡りはじめて、車が青信号だったときは、上記の本の14番の図により、基本的には5:5となります。

あと、例えば、極端な例かもしれませんが、路上で歩行者が酔って寝ていて、それで車とぶつかってしまったというケースでは、基本的には、昼間の場合は上記の本の47図によって歩行者の過失が30%、夜間の場合は上記の本の48図によって歩行者の過失が50%となります。

また、車同氏の事故で追突された場合、基本的には、追突された方の過失は0となっています。

ですので、どっちが悪いかというのは、基本的には、上記の本の表で決まると思っていただいてよいかと思います。 ただ、先ほど基本的にはという言い方をしていますとおり、色々と修正要素というのがあります。

一番典型的なのは、車の運転者が、スピード違反をしていたり、携帯を触っていたというような場合ですね。そういう場合は、その運転者の過失が増やされることになります。

ですので、裁判で争いになったときは、そういったことを証明する証拠を提出して、争っていくことになります。

私が過去にやったケースでも、車とバイクの衝突事故でしたが、車の運転手は法定速度しか出していないとずっと 言い張っていましたが、事故の映像が入手できて、それを見たら明らかに法定速度を超えていて、こちらが有利に 解決できたという例もありました。

やっぱり証拠が大事ということになります。